

指 示

平成 30 年 3 月 28 日

栃木県知事

福田 富一 殿

原子力災害対策本部長

内閣総理大臣

安倍 晋三

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 2 項に基づく平成 30 年 2 月 28 日付け指示は、下記のとおり変更する。

記

1. 栃木県宇都宮市、足利市、栃木市（旧岩舟町の区域を除く。）、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、さくら市、益子町、那須烏山市、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町及び那珂川町において産出されたしいたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。以下本項において同じ。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める管理計画に基づき管理されるしいたけについては、この限りではない。
2. 栃木県矢板市、那須塩原市、上三川町、壬生町、塩谷町及び那須町において産出されたしいたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
3. 栃木県鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町及び那須町において産出されたしいたけ（施設において原木を用

いて栽培されたものに限る。以下本項において同じ。)について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める管理計画に基づき管理されるしいたけについては、この限りではない。

4. 栃木県佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町及び那珂川町において産出されたなめこ(露地において原木を用いて栽培されたものに限る。)について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
5. 栃木県宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町及び高根沢町において産出されたくりたけ(露地において原木を用いて栽培されたものに限る。)について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
6. 栃木県鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町及び那珂川町において採取されたきのこ類(野生のものに限る。)について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
7. 栃木県日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市及び那須町において産出されたたけのこについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
8. 栃木県大田原市、那須塩原市及び那須町において産出されたくさそてつ(野生のものに限る。)について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
9. 栃木県宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町及び那珂川町において産出されたこしあぶら(野生のものに限る。)について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
10. 栃木県宇都宮市、日光市、大田原市及び那須塩原市において産出されたさんしょう(野生のものに限る。)について、当分の間、出荷を差し控えるよ

う、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

- 1 1. 栃木県鹿沼市、日光市及び那須町において産出されたぜんまい（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
- 1 2. 栃木県宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町及び那須町において産出されたたらのめ（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
- 1 3. 栃木県宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市及び矢板市において産出されたわらび（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
- 1 4. 貴県において飼養されている牛について、当分の間、県外への移動（1ヶ月齢未満の牛を除く。）及びと畜場への出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛については、この限りでない。
- 1 5. 貴県において捕獲されたいのししの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるいのししの肉については、この限りではない。
- 1 6. 貴県において捕獲されたしかの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

(参考)

## 指 示

平成30年2月28日

栃木県知事  
福田 富一 殿

原子力災害対策本部長  
内閣総理大臣  
安倍 晋三

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づく平成29年3月1日付け指示は、下記のとおり変更する。

### 記

1. 栃木県宇都宮市、栃木市（旧岩舟町の区域を除く。）、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、さくら市、益子町、那須烏山市、茂木町、市貝町、芳賀町及び那珂川町において産出されたしいたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。以下本項において同じ。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める管理計画に基づき管理されるしいたけについては、この限りではない。
2. 栃木県足利市、矢板市、那須塩原市、上三川町、壬生町、塩谷町、高根沢町及び那須町において産出されたしいたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
3. 栃木県鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町及び那須町において産出されたしいたけ（施設において原木を用いて栽培されたものに限る。以下本項において同じ。）について、当分の間、

出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める管理計画に基づき管理されるしいたけについては、この限りではない。

4. 栃木県佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町及び那珂川町において産出されたなめこ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
5. 栃木県宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町及び高根沢町において産出されたくりたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
6. 栃木県鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町及び那珂川町において採取されたきのこ類（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
7. 栃木県日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市及び那須町において産出されたたけのこについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
8. 栃木県大田原市、那須塩原市及び那須町において産出されたくさそてつ（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
9. 栃木県宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町及び那珂川町において産出されたこしあぶら（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
10. 栃木県宇都宮市、日光市、大田原市及び那須塩原市において産出されたさんしょう（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

- 1 1. 栃木県鹿沼市、日光市及び那須町において産出されたぜんまい（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
- 1 2. 栃木県宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町及び那須町において産出されたたらのめ（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
- 1 3. 栃木県宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市及び矢板市において産出されたわらび（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
- 1 4. 貴県において飼養されている牛について、当分の間、県外への移動（12月齢未満の牛を除く。）及びと畜場への出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛については、この限りでない。
- 1 5. 貴県において捕獲されたいのししの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるいのししの肉については、この限りではない。
- 1 6. 貴県において捕獲されたしかの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。